

○山口県警察における現場科学検査班の設置及び運用に関する要綱

平成30年8月6日

山口刑研第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、悪質化し、又は巧妙化する犯罪に的確に対処し、科学捜査の実を期すため、山口県警察における現場科学検査班（以下「検査班」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 検査班は、刑事部科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）に置く。

(任務)

第3条 検査班は、科学捜査を実施する必要がある事件・事故の現場に機動的に臨場し、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

(1) 現場において行うことが可能な科学的検査

(2) 法医・理化学に関する専門的技術指導

(編成)

第4条 検査班は、科捜研の職員（以下「所員」という。）のうち、事案の規模、内容等に応じて刑事部科学捜査研究所長（以下「科捜研所長」という。）が適当と認める者をもって編成するものとする。

(出動)

第5条 警察署長は、検査班の出動が必要であると認めるときは、現場科学検査班出動要請書（別記第1号様式）により、科捜研所長に対して出動を要請することができる。

2 科捜研所長は、前項の規定による要請を受けた場合において、その必要があると認めるときは、直ちに検査班を出動させるものとする。

3 第1項に規定する要請については、警察署の事件を主管する課の長の専決により行うことができる。

(報告)

第6条 所員は、検査班として出動した場合は、現場科学検査班出動報告書（別記第2号様式）により、科捜研所長に報告するものとする。

(出動体制の確立)

第7条 科捜研所長は、迅速かつ適正な現場検査活動ができるよう常に要員の確保並びに車両及び資機材の整備に努め、出動体制の確立を図らなければならない。

(相互の連携)

第8条 検査班は、機動鑑識班及び所轄警察署の鑑識係と緊密な連携を図り、相互に協力して活動しなければならない。

別記
第1号様式（第5条関係）

受信者	科学捜査研究所長	発信者	警察署長		
年 月 日 午 前 後 時 分		発		受	
現場科学検査班出動要請書					
事 件 名					
発 生 日 時					
発 生 場 所					
被害（疑）者 住所・氏名 年齢・職業	被害者・被疑者				
事 件 の 概 要 （被害の程度）					
要 請 理 由					
臨 場 希 望 日 時 ・ 場 所	年 月 日 時 分				

処 理 欄		
出 動 者		時 分 出 発
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式 (第6条関係)

年 月 日	
現場科学検査班出動報告書	
氏 名	
事 件 名	
出 動 日 時	
出 動 場 所	
出 動 結 果	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。